

(2) 発行部数 1,700部

3 第3次福島県長期総合教育計画の策定経過 (昭和59年度)について

(1) 第3次福島県長期総合教育計画策定に関する会議の設置

① 要綱

(設置)

第1条 福島県教育委員会が策定する、第3次福島県長期総合教育計画(以下「第3次教育計画」という。)策定に関し、広く県民各層の意見を求めるため、「第3次福島県長期総合教育計画策定に関する会議」(以下「第3次教育計画策定会議」という。)を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 第3次教育計画策定会議に意見を求める事項は、次のとおりとする。

第3次教育計画(案)について

(組織)

第3条 第3次教育計画策定会議は、福島県教育委員会教育長が委嘱する別表の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から昭和60年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 第3次教育計画策定会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は第3次教育計画策定会議を代表し、会務を総理するとともに、第3次教育計画策定会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 第3次教育計画策定会議は、必要に応じ会長が召集する。

(庶務)

第7条 第3次教育計画策定会議の庶務は、福島県教育庁総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その運営に関して必要な事項は会長が定める。

付則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行し、昭和60年3月31日限りその効力を失う。

② 第3次福島県長期総合教育計画策定に関する会議委員名簿

氏名	役職名
会田長栄	福島県教職員組合連合中央執行委員長
伊藤修二	福島民友新聞社論説委員長
遠藤伊雄	福島県町村教育長協議会会長
太日美恵子	福島県市町村教育委員会連絡協議会会長
大槻進	福島県高等学校長協会会長
河田亨	福島民報社常務取締役編集主幹

氏名	役職名
佐藤公威	福島県議会議員
◎佐藤光	福島県後期中等教育審議会会長
穴戸昌夫	福島県高等学校教職員組合執行委員長
庄司他人男	福島大学教育学部教授
鈴木完一	福島県社会教育委員の会議議長
鈴木健一	福島県小学校長会会長
永沢電四郎	福島県中学校長会会長
藤田嘉平二	福島県議会議員
○古山直一	福島県都市教育長協議会会長
森功	福島県私立中学校・高等学校協会会長
渡辺陽一	福島大学経済学部教授

注：◎委員長 ○副委員長を示す。

(2) 第3次福島県長期総合教育計画策定専門委員会・幹事会の設置

① 要綱

(設置)

第1条 第3次福島県長期総合教育計画(以下「長期総合教育計画」という。)策定のため、教育庁内に長期総合教育計画策定専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本県の教育の現状と課題と調査研究に関すること。
- (2) 長期総合教育計画の原案を審議すること。
- (3) 長期総合教育計画の第1期実施計画の原案を審議すること。

(専門委員会の構成及び運営)

第3条 専門委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 専門委員会に委員長、副委員長を置く。委員長には教育次長、副委員長には総務課長並びに財務課長を充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、専門委員会及び幹事会を招集する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代理する。

(幹事会)

第4条 専門委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に議長を置き、総務課主幹をもって充てる。
- 4 議長は、幹事会の運営に当たる。

(幹事会の業務)

第5条 幹事会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本県の教育の現状と課題の調査研究に関すること。
- (2) 長期総合教育計画の原案を作成すること。
- (3) 長期総合教育計画の第1期実施計画の原案を作成すること。

(庶務)